

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	07	0402	公害防止対策事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	-------------------------------------------	-------------------------------	-----------------

《事業目的》
 公害の発生防止

《事業開始の背景》
 ○各種公害調査により汚染状況等の監視・指導を行い、市民の快適な生活環境を保全するため。
 ○環境法令等に関する事務が権限移譲されたため。
 ○放射能汚染に不安を抱いている市民に対し情報提供するため。

《事業概要》
 ○各種公害関係（悪臭、水質汚濁、大気汚染、騒音等）の測定、調査の実施
 ○公害防止関係法令対象事業所への改善指導等
 ○測定結果に基づく公害防止協定締結事業所への改善指導
 ○水質異常対応
 ○岩石・砂利採取現場巡視
 ○公害防止パトロール
 ○空間放射線量の測定
 ○食品等の放射性物質濃度の測定

市民参画の有無 [対象外]

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

項目	単位	区分	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(計画)
① 悪臭苦情件数	件	目標	28	26	26
		実績	43	63	
② 悪臭モニター感知件数	件	目標	475	450	450
		実績	802	603	
③ 公害防止関係法令基準公害防止協定基準遵守率	%	目標	100	100	100
		実績	92	93	

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
暮らし	市民生活部	生活環境課	山口周行	256

事業費	25年度	当初(現計)	補正	25年度	26年度
国県支出金	11,415				
地方債	6,053				
その他	651				
一般財源	4,711				

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

○公害防止対策 10,667千円 (H24 12,952千円)

職員による立入調査(月1回以上) 臭気測定 小松参与立入調査(年3回) → 監視・指導 → 太田油脂 ← 監視 悪臭モニター一般苦情

公害防止関係法令対象事業所等への調査・指導 各種公害関係の測定・調査 河川水質等の測定業務 岩石・砂利採取現場巡視 → 公害の発生防止

○放射性物質濃度等測定 748千円 (H24 698千円)

放射線物質濃度測定(市) [平成24年度体制 臨時補助員5人 (緊急雇用対策事業) → 平成25年度体制 臨時補助員3人 (緊急雇用対策事業)]

市内に居住する者 ← 市ホームページ 広報にて測定結果の公表

放射線物質濃度測定(市) → 測定結果の通知 → 市内に居住する者

市内に居住する者 → 食品など持ち込み → 放射線物質濃度測定(市)

放射線物質濃度測定(市) → 空間放射線量の測定&公表 簡易測定器の無料貸し出し

・事業費内訳
 ・消耗品 0千円 (H24 167千円)
 ・修繕料 (放射性物質濃度測定器修繕料) 0千円 (H24 0千円)
 ・通信運搬費 (放射性物質濃度測定所電話料金) 63千円 (H24 0千円)
 ・手数料 (空間放射線量測定器・放射性物質濃度測定器検定) 370千円 (H24 531千円)
 ・委託料 (放射性物質濃度測定器保守点検) 315千円 (H24 0千円)

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	04	01	07	0402	公害防止対策事業

総合計画	政策	交流・移住人口増加で訪れたい・住みたいまちづくり	施策	人と自然が共生できる環境づくり
	2		2-3	
目的	公害の発生防止			
対象	公害防止関係法令対象事業所、公害防止協定締結事業所、公害原因となり得る事業所、苦情地点、河川			
意図	法令遵守、社会規範の尊重を推進することにより、公害発生がなくなる。			

《事業概要》…上記目的を実現するための事業手法を記載すること

- 各種公害関係（悪臭、水質汚濁、大気汚染、騒音等）の測定、調査の実施
- 公害防止関係法令対象事業所への改善指導等
- 測定結果に基づく公害防止協定締結事業所への改善指導
- 水質異常対応
- 岩石・砂利採取現場巡視
- 公害防止パトロール
- 空間放射線量の測定
- 食品等の放射性物質濃度の測定

市民参画の有無 [対象外]

市民協働の形態	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 実行委員会・協議会	<input type="checkbox"/> 事業協力・協定
	<input type="checkbox"/> 後援・協賛	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 委託

活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 悪臭測定	回数	計画	20	20	20
		実績	30	25	
② 水質測定河川・公害防止協定締結事業所、騒音、振動測定	地点	計画	90	90	93
		実績	94	93	
③ 公害防止関係法令に基づく事業所立入調査	事業所数	計画	57	46	47
		実績	59	60	
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 悪臭苦情件数	件	目標	28	26	26
		実績	43	63	
② 悪臭モニター感知件数	件	目標	475	450	450
		実績	802	603	
③ 公害防止関係法令基準公害防止協定基準遵守率	%	目標	100	100	100
		実績	91.7	92.8	

要因分析

達成度 目標値より高い 概ね目標値どおり 目標値より低い

・太田油脂産業（株）東北工場より十分な処理が行われないまま臭気が排出されたため悪臭苦情件数が増加した。
 原因：大型脱臭炉の不完全燃焼、工場内への消臭剤の噴霧量不足、その他脱臭施設の不具合等
 ・岩手県から公害事務等の権限が移譲されたことから、苦情が寄せられた事業所に対する指導については効率良くなったが、岩手県が所管している法令（温泉法、クリーニング業法等）との連携をとるような体制が構築されていないため、公害防止という観点では効率が悪くなっている。
 ・公害防止関係法令基準、公害防止協定基準の遵守については、作業員の操作ミスや機械の不具合等維持管理の不徹底により基準値を超過するケースが散見されるが、立入調査や自主測定報告の際に随時指導を行っている。

《環境変化、意見・要望》…環境変化はないか？ 意見や要望が寄せられていないか？

担当部署の事務量が膨大に増えており、事業所や苦情者に対するフォローアップが十分出来ない状況である。

目的妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 公共関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	公害防止関係法令対象事業所への調査・指導は法律により自治体が行うことが規定されている。また、公害防止協定締結事業所、公害原因となり得る事業所及び苦情地点への調査・指導や河川水質・騒音・振動等の測定業務、岩石・砂利採取現場巡視等は自治体以外に実施すべき団体は存在しないため。
有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果の向上余地 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない	太田油脂産業が原因となっている悪臭公害については、脱臭設備の更新と維持管理を徹底するよう指導を継続することで、苦情件数等が減少すると思われる。公害防止関係法令、公害防止協定基準違反事業所に対する指導を徹底し、公害の発生防止に努める。
効率性	<input type="checkbox"/> 事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	岩手県から権限を移譲された事務は、岩手県が定めている事務処理要領に準拠しながら行う必要があるため、その人件費及び事業費の削減余地はない。また、各種公害関係の測定・調査は公害の発生防止に不可欠であることから事業費の削減余地はない。
公平性	<input type="checkbox"/> 受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	公害防止関係法令対象事業所への調査・指導、各種公害関係の測定・調査は公害の発生抑制や早期発見に繋がることから、人と自然が共生できる環境づくりに必要不可欠である。

《総合評価》…上記評価結果の総括

・平成25年度は、太田油脂産業からの悪臭公害が頻発したことから悪臭公害防止に係る改善勧告を行い、新たに太田油脂産業が作成した改善計画に基づいた対策が実施された。今後は、対策の効果を検証するため、臭気測定、悪臭パトロールの実施と悪臭モニターによる悪臭発生状況の把握が必要である。また、立入調査や太田油脂産業との話し合いにより悪臭発生防止対策の状況を把握するとともに、適切な対策について指導を行う必要がある。
 ・市内の事業所への立入調査及び自主測定報告の際の指導、また、苦情に対する現地調査と適切な指導が公害の発生防止につながっている。
 ・花巻市の環境を把握するため、各種公害関係（水質汚濁、大気汚染、騒音等）の測定を継続する必要がある。